

## 提出内容

受付番号	201602120000363934
提出日時	2016年02月12日08時12分

案件番号	350000127
案件名	障害者権利条約第1回日本政府報告(日本語仮訳)に関する意見募集について
所管府省・部局名等	総合外交政策局人権人道課総務班(電話番号(03)5501-8000(内線3928))
意見・情報受付開始日	2016年01月15日
意見・情報受付締切日	2016年02月13日

郵便番号	162-0066
住所	東京都新宿区市谷台町14-5MSビル市ヶ谷台1F
氏名	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 新谷友良
連絡先電話番号	03-3225-5600
連絡先メールアドレス	zennancho@zennancho.or.jp

提出意見	<p>1)17.「障害者」の定義については、障害者基本法の定義を報告に挙げているが、福祉サービス分野においては身体障害者福祉法など別の定義を採用している旨の説明がない。現行の身体障害者福祉法などと障害者基本法の障害者の定義が大きく異なっていることを明確に説明すべきである。</p> <p>2)102. 刑事手続上の強制処分に関して、障害の特性に応じた配慮に「手話通訳等」とあるが、「手話通訳・要約筆記等」との記述に改めるべきである。</p> <p>3)138.「日本工業規格高齢者・障害者等配慮設計指針情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス-第3部:ウェブコンテンツ」を2004年に制定した。」との記述があるが、政府官庁のインターネット動画の現状(字幕付与の状況)に言及すべきである。</p> <p>4)139.「障害者総合支援法第77条及び第78条に基づく地域生活支援事業として、市町村及び都道府県において、意思疎通支援を行う者(手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助者等)の派遣や設置、2013年4月からは、手話通訳者、要約筆記者及び盲ろう者向け通訳・介助員を養成する事業を都道府県の必須事業とするとともに、意思疎通支援を行う者の派遣を行う事業について市町村が実施できない場合等には都道府県が実施する仕組みとするなど、意思疎通支援の強化を図っている。」との記述があるが、地域格差や都道府県派遣事業の立ち遅れについての記述を加えるべきである。</p> <p>5)207.「障害者基本計画に基づき、具体的な達成目標を設定し、数値等に基づき取組の実施状況及びその効果を把握、評価している。内閣府においては、関係省庁から、障害者に関する基礎的なデータを集め、ホームページに掲載している(基礎データ集)ほか、障害者施策に関する国際比較調査や世論調査、意識調査などを毎年行い、ホームページ等で公表している。」とあるが、身体障害者・児実態調査は平成18年度で中断し、「生活のしづらさ調査」変わっている。そのため、調査の継続性が無くなり、また聴覚障害者のコミュニケーション方法の調査項目も失われてしまっている。現行調査方法の問題点に言及すべきである。</p>
------	---